

高根沢町森林整備計画



ボランティアによる森林整備

計画期間

自	令和 6 (2024) 年 4 月 1 日
至	令和 16 (2034) 年 3 月 3 1 日

樹立年月日 令和 6 (2024) 年 3 月 2 9 日

栃 木 県
高 根 沢 町

高根沢町位置図



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	P
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	6
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	6
2 天然更新に関する事項	8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5 その他必要な事項	10
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2 保育の種類別の標準的な方法	11
3 その他必要な事項	11
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	14
3 その他必要な事項	14
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	16
5 その他必要な事項	16
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進の方策	16
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4 その他必要な事項	17
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
3 作業路網の整備に関する事項	18
4 その他必要な事項	19
第8 その他必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
III 森林の保護に関する事項	
第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
2 その他必要な事項	20
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	20
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	21
3 林野火災の予防の方法	21
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21
5 その他必要な事項	21

IV 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域	21
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	21
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	21
4 その他必要な事項	21
V その他森林の整備のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成に関する事項	21
2 生活環境の整備に関する事項	22
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	22
4 森林の総合利用の推進に関する事項	22
5 住民参加による森林の整備に関する事項	23
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	23
7 その他必要な事項	23
別表 1	24
別表 2	25
(附) 参考資料	26

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 町の環境

本町は、東京からおよそ100kmの距離にあり、県都宇都宮市北東部と一級河川の鬼怒川を挟んで隣接し、町の西側を国道4号線とJR東北本線が縦走し、中央部にJR烏山線が東西に横断するなど、県のほぼ中央部に位置します。

町の東部地域は、八溝山系の丘陵地帯が広がり、保安林など恵まれた自然環境のもと、地域観光、産業振興の中核である「元気あっぷむら」があり、食と健康ビレッジをテーマに情報発信拠点施設として、年間を通じて多くの人々で賑わいを見せている。

また、中央地域では、中心とした広大な田園風景を形成し、古き良き里山の景観美を維持している。

一方、西部地域では、商店街、住宅地など中心市街地としての機能を持つとともに、昭和50年代から誘致企業の立地が進み、平成6年には栃木県によってソフトリサーチパーク「情報の森とちぎ」が造成されるなど、民間企業の研究開発拠点としての姿を併せ持っている。

このように、本町は、宇都宮市に隣接した好立地によりベッドタウンとしての都市計画が進み、様変わりしてきたが、人と自然、緑とハイテク『くらし高まる高根沢』をコンセプトとして、調和の取れた産業振興を目指している。

(2) 森林の状況

本町の町土面積は7,087haで、そのうち貴重な森林帯を構成している民有林面積が454ha(約6%)、また、スギ・ヒノキを主体とした人工林面積は180ha(人工林率は39%)である。これら人工林は、町の東部丘陵台地に集中するほか、住宅地にも防風林的な機能を有しながら散在している。

しかしながら、間伐等の手入れ不足の林分や伐採適期を迎えても木材生産活動が進まない林分、森林整備が行われず放置された林分など、持続的な森林経営や公益的機能の維持・増進に支障をきたしている状況である。

(3) 課題

本町の森林資源の現状、町民の需要ニーズ、森林の持つ役割などを総合的に判断し、以下の重点課題を設定する。

- ・積極的な間伐等森林整備による公益的機能の増進
- ・樹種転換による多様な森林形態への誘導
- ・住民生活に密着した里山林の適正な整備
- ・地域における森林資源の有効活用

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本町の森林資源構成を踏まえ、地域森林計画で定める「重視すべき機能」の目指すべき森林資源の姿に沿って、それぞれの機能が高度に発揮される森林を目指すものとする。

特に本町においては、資源状況、森林の立地、配置などから生活環境保全機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能を特に重視する。

機 能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	・ 下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	・ 下層植生が広く表土を覆うとともに、樹根が発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 ・ 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	・ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	・ 自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林
文化機能	・ 必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	・ 原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林
木材等生産機能	・ 木材として利用する上で良好な形質の林木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林 ・ 林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能と地球温暖化防止森林吸収源としての機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林の維持造成を推進することとし、近年の社会的情勢を踏まえ、花粉発生源対策を促進する。

そのため、小規模の森林の所有形態が占める本町では、林業労働力の中核となる森林組合や民間事業者による森林経営委託を促進する。

これにより、森林経営計画策定を促進して施業集約化を図り、森林施業を低コスト化、効率化できる体制の整備に努めるものとする。

更に、企業の CSR 活動による森林整備活動の促進や各補助事業の積極的活用を検討しながら、官民一体となった森林整備を図るものとする。

それぞれの機能に応じた森林施業の推進方策については、次表に示す整備方針を基本的な考え方とする。

機 能	整備の基本方針
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進する。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図り災害に強い施業を推進する。 ・ 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等では、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の快適な生活環境を保全する観点から風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を維持する。 ・ 樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 ・ 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 ・ 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林などの属地的に機能の求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 ・ 野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全の推進。
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林に対する町民のニーズは多様化してきているため、森林組合や森林総合監理士など地域の関係者、関係団体と連携を図り、森林所有者に対する森林施業意欲の喚起及び森林経営委託への働きかけを強化し、施業集約化を実現する取組を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する多面的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し、次表に示す林齢を標準とする。

地域	樹 種				単位：年生		
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生 針葉樹	天然生 広葉樹 用材林	ぼう芽 による 広葉樹
全域	35	40	30	30	100	100	15

注) ア「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。

イ「サワラ」については、「スギ」に、クヌギについては「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。

ウ 制限林の「ぼう芽による広葉樹」については20年とする。

エ 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものがあるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

オ 成長の早いエリートツリーや早生樹においては、標準伐期齢によらず、林業普及指導員又は町産業課と相談の上、適切な時期に伐採するものとする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項について定める。

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は、択伐によるものとする。

（更新：伐採跡地(伐採により生じた無立木地)が再び、立木地となること）

【立木の伐採(主伐)の標準的な方法の区分】

区 分	内 容
皆 伐	主伐のうち、択伐以外のもの
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの

伐採の実施に当たっては、森林の生物多様性保全の観点から、野性生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとする。

また、森林経営計画及び伐採届出等の区域を超えて伐採（誤伐）しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。

(1) 皆伐

適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

(2) 択伐

択伐にあつては、人為と天然力の適正な組み合わせにより、確実に複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象に、以下の事項について留意の上実施すること。

伐採率は、植栽等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から適正な林内照度を確保するため、材積率で30%以下とする。ただし、伐採後の造林が人工植栽による場合は材積率で40%以下とすることができる。また、法令等により制限がある場合はその範囲内で実施する。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は町産業課と協議の上、適切な伐採率等で実施するものとする。

(3) 主伐の林齢

多様な木材需要に安定的に対応できるよう、公益的機能の発揮との調和に配慮し、伐期の多様化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。

したがって、この期待径級・目安林齢の上下による伐採を制限するものではない。

樹種	生産目標	仕立て方法	期待径級 (cm)	主伐時期の目安 (年)
スギ	役物：柱材	密仕立て	24	50
	一般材	中仕立て	26	50
			32	60
	造作材	密仕立て	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立て	24	60
	一般材	中仕立て	26	65
			30	75
	造作材	密仕立て	30	80

(4) 天然更新

伐採後に天然更新を行う森林は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な林分とする。なお、更新を確保するため、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、伐採区域の形状、母樹の保存、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

(5) 集材

集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

花粉発生源対策の加速化のため、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ
広葉樹	コナラ、クヌギ、ケヤキ

将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れる。

なお、成長に優れたエリートツリー等の苗木や花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の導入に努める。

また、風致の維持や特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町産業課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、主要樹種の植栽本数については、次

表の植栽本数を基準とする。

樹種	仕立て方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
ヒノキ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000

- a 複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽については、上記の疎仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。
- b 森林の空間利用や特定の動物の生育環境の維持等に配慮した植栽をする場合は、林業普及指導員又は町産業課と相談の上、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。
- c 主要樹種のほかエリートツリーや大苗を、標準的な植栽本数以外の本数で植栽しようとする場合や、早生樹を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町産業課と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋地拵え等の方法も検討するものとする。
植付けの方法 植栽の時期	気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を考慮し、適期に植え付けるものとする。また、育苗期間を短縮でき、植付けコストの低い「コンテナ苗」の活用や、伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林
皆伐	2年以内
択伐	5年以内

※ 伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

森林の適確な更新を図ることを旨として、次の(1)から(3)までの事項を定める。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ

(2) 天然更新の標準的な方法

主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進を図るものとする。また、更新を確実なものとするため、必要に応じて掻き起こし、刈出し、植え込み等の更新補助作業等の施業を実施する。

天然更新を行う際には、期待成立本数の10分の3以上の本数（ただし草丈50cm以上のものに限る）を更新するものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木本数

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ コナラ クヌギ ケヤキ	10,000本/ha	3,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条処理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～4本残すものとし、それ以外のものをかきとる。

ウ その他天然更新の方法

更新完了の確認方法については、草丈(概ね50cm)以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、上記「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行うものとする。

なお、更新が完了しないと判断される場合には、天然更新補助作業又は植栽等により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新すべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示すように、『現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林』とする。

以下のような天然更新が期待できない森林については、原則として植栽により確実な更新を図るものとする。

- ・ 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ・ 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ・ 林床や地表の状況、病虫害などの被害状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況等から天然更新が期待できない森林
- ・ 面積の大きな針葉樹林であって、林床に木本類がみられないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

なお、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して、人工造林は2年以上、天然更新は5年以上が経過して、かつ更新が完了していない森林については、造林未済地として適切に措置を行う。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合
1の(1)による。

イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の想定立木本数を10,000本/haとするとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

5 その他必要な事項
該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、定めるものとする。

ただし、下表以外による間伐を制限するものではない。

- (1) 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行う。収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とする。
- (2) 間伐率は、概ね20%~35%とする。(保育間伐では低率、収入間伐では高率)
なお、材積に係る伐採率が35%以下、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内で行う。
- (3) 間伐により適度な下層植生を有する林分構造が維持され、樹木の根の発達が促されるように努める。
- (4) 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、作業コストの低減を図るものとする。

【主伐期に応じた標準的な間伐の実施時期と回数】(本/ha)

樹種	生産目標	仕立・本数	間伐時期 (目安年) 単位：年							主伐 (目安)
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	
スギ	役物：柱材	密 4,000	1 6	2 2	2 8	3 5	4 3			5 0
	一般材	中 3,000	1 8	2 5	3 3	4 1				5 0
	一般材	中 3,000	1 8	2 5	3 3	4 1	5 0			6 0
	造作材	密 4,000	1 6	2 2	2 8	3 5	4 3	5 4	6 6	8 0
	一般材	疎 2,000	2 5	3 3	4 1					5 0
ヒノキ	役物：柱材	密 4,000	1 8	2 4	3 0	4 0	5 0			6 0
	一般材	中 3,000	2 0	2 7	3 5	4 5	5 5			6 5
	一般材	中 3,000	2 0	2 7	3 5	4 5	5 5	6 5		7 5
	造作材	密 4,000	1 8	2 4	3 0	4 2	5 4	6 7		8 0

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、原則、下刈り、つる切り、除伐及び枝打ちを実施することとし、以下の時期を目安として適切な作業方法により実施する。

- 下刈り：1～7年生程度（必要に応じ期間を変更）
- つる切り：10年生前後（回数適宜）
- 除伐：下刈り終了後、植栽木以外の樹木が成長し、植栽木の成長を阻害する状況になった場合（回数適宜）
- 枝打ち：必要に応じ実施（無節高品質材生産の場合等）

3 その他必要な事項

間伐及び保育の基準については以下のとおりとする。

ア 間伐

間伐が十分に実施されていない人工林については、風雪害に留意して間伐を行うこと。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員又は町産業課と協議の上、適切な間伐率等で実施するものとする。

イ 下刈

雑草木の繁茂が著しく、林木の成長が遅い箇所については、標準的な方法に

示す林齢を超える森林についても必要に応じて行うこと。

ウ つる切

つる類の繁茂の著しい箇所については、必要に応じ実施すること。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する各機能と各機能に対応する公益的機能別施業森林等の名称は、次表のとおりとする。

森林の有する機能の区分		公益的機能別施業森林等の名称	
公益的機能	水源涵養機能	公益的機能 別施業森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能		土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	快適環境形成機能		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
	保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
公益的機能 以外の機能	木材等生産機能	木材の生産機能の維持増進を図る森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

地域の用水源として重要なため池や河川等の周辺に位置し、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

イ 施業の方法

水源涵養機能の維持増進を図るために適切な保育・間伐を促進しつつ、下層

植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を延長するとともに、皆伐を実施する場合は、標準伐期齢+10年以上の伐期の延長を図り、伐採面積の規模を縮小することとする。

伐採方法その他施業の方法を特定する必要がある森林の施業の方法は、別表2のとおり定める。

- (2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂流出防備保安林、地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域、山腹崩壊等により人命や人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
風害等の気象災害を防止する効果が高い森林など、地域の快適な環境の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林等、保健・文化及び教育活動に寄与する森林や自然環境を保全する必要がある森林など保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

イ 施業の方法

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。

- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適

切な保育・間伐等を積極的に推進することとする。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や地域のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を実施することとする。

また、生物多様性の維持増進についても配慮するものとする。

これらの森林については、複層林施業を実施することを基本とし、特に公益的機能の発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を実施することとする。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、公益的機能の確保が図られる場合は、長伐期施業を行うことも可能とし、長伐期施業における主伐の時期については、標準伐期齢×2－10年以上とする。

伐採方法その他施業の方法を特定する必要がある森林の施業の方法は、別表2のとおり定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

森林の自然条件、森林の機能の評価区分等を参考として、森林の一体性も踏まえつつ木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

(2) 施業の方法

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進するとともに、森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

なお、具体的な伐採・造林・間伐・保育等の森林施業の方法は、前述の「Ⅱ 森林整備に関する事項 第1～第3」に基づいて実施する。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

本町が独自に設定する公益的機能別森林施業森林以外の区域は特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

小規模な森林所有者が多い本町においては、隣接市町とも連携を図りながら、経営の規模拡大を推進することが必要である。

経営規模の拡大にあたっては、森林所有者の理解が不可欠である。そのため、県、町及び森林組合等林業事業体が連携を図り、森林総合監理士やプランナーなどの指導のもと、森林所有者に対する森林経営委託の合意形成を進め、持続可能な森林経営への理解促進に努めるものとする。

また、県や林業事業体と森林情報の共有を図るとともに、森林の土地の所有者届出制度等の運用による森林所有者情報の精度向上、栃木県が整備を進めている航空レーザ計測による森林資源情報の共有を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

自らが施業を実施できない、また小規模森林など、効率的かつ効果的な施業が見込めない森林を抱える所有者に対しては、意欲と実行力を備えた者への経営の委託を促すための地区座談会・研修会等を開催する。

また、ダイレクトメールや町の広報誌を活用し、森林づくりに関する情報を発信することにより、所有森林への関心を高める方策を実施する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者又は森林の経営の委託を受けたものが、単独又は共同で森林経営計画を作成する場合には、次の事項に留意して作成することとする。

(1) 森林所有者との間で締結する森林経営委託契約については、森林経営計画の計画期間内において、受託者自らが森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権原と施業の実施に伴い伐採する立木についての処分権原が付与されるものであること。

また、当面の施業を必要としない森林に対する保護や路網の設置及び維持運営に必要な権原についても付与されるものであること。

さらに、林産物の販売収支と森林整備に要する支出について明確化されたものであること。

(2) 森林経営計画を共同で作成する場合には、個々の対象森林についての責任は当然として、経営計画の全体としての遵守義務を等しく負うこととする。

- (3) 施業コストの低減や効率的・集約的な森林施業を推進するため、林班内に
存する森林所有者の森林経営への意向を把握し、極力林班内全体として森林
経営計画への参画を促進するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理
を実行することができない場合には森林経営管理制度の活用を図り、森林所有
者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については、意欲と
能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権
の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林
環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適
切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権を設定した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給
先の配置などから効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、
積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村
森林経営管理事業による森林整備を進めることとする。

なお、傾斜や林地生産力の条件が比較的不利であっても周辺の森林と一体的な
整備をすることが適当な森林は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとす
る。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

町及び森林組合が中心となって施業の共同化を促進する。

施業の共同化を図るためには、森林所有者間の合意形成が重要であるため、集
落あるいは施業団地ごとの協議会・検討会等を開催し合意形成に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

地域ごとに協議会、検討会等を開催し、啓発・普及活動を通じて森林所有者間
の施業実施協定の締結を推進する。

特に不在村森林所有者の森林の整備が十分出来ていないので、森林組合との
施業の受委託の推進を図り、地域一体となった施業への参画を呼びかけていく。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項に留意するこ
ととする。

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同または意欲のある林業事業体等への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施すること。
- (3) 共同施業実施者が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項 該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

路網整備は、低コスト林業経営を展開し、適正かつ計画的な森林施業及び森林管理の確保等に不可欠であることから、地域林業の中核となる林道のほか、10 tトラックの通行も可能な林業専用道、高性能林業機械を活用する作業システムに対応した森林作業道を効率よく組み合わせた整備を行う。開設については、林産物の搬出コストの低減や森林の適正な整備・管理を図るため「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなる路網を計画的かつ効率的に整備する。

また、生物多様性の保全を図るため、自然環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用し整備を行う。

なお、路網密度の水準については次のとおりとする。

【路網整備の水準】

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110m 以上	35m 以上
中傾斜地 (15° ~ 35°)	車両系 作業システム	85m 以上	25m 以上
急傾斜地 (35° ~)	車両系 作業システム	60 < 50 > m 以上	20m 以上
	架線系 作業システム	5m 以上	5m 以上

(注1) 個々の施業地における路網密度の目安

(注2) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注3) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(注4) 基幹路網とは、「林道」と「林業専用道」の総称

(注5) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度を示している。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網の効率的かつ合理的な配置と併せて、複数の森林所有者の森林を取りまとめ施業を一括して実施するための集約化を進めることにより、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり定める。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
北高根沢3林班	52	和田線	400	1	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）及び林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本とし、栃木県林業専用道作設指針（平成22年10月18日環森政第229号環境森林部長通知）に則り整備することとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種類	区分	位置(字、 林班等)	路線名	延長(m) 及び箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5カ年 の計画箇 所	対 函 番号	備考
開設	自動 車道		北高根沢 3林班	和田線	400	7	○	①	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成し、適切に管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針(平成22年11月17日22林整第656号林野庁長官通知)を基本とし、栃木県森林作業道作設指針(平成23年6月17日環森政第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知)に則り整備することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

4 その他必要な事項

低コスト林業の促進のため、路網整備に当たっては、林業機械等の作業ポイントの適切な配置や木材の積み込み土場の確保等に努めることとする。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

栃木県においては、新規林業就業者の確保・育成については、栃木県林業人材確保・育成方針(令和3年1月策定)に基づき、栃木県林業大学校を中核とし、幅広い知識・技能を習得した多様な人材の育成に努めるほか、栃木県林業労働力確保支援センター等と連携し、就業相談会の開催、就業開催等の実施による林業従事者のキャリア形成の支援を図るものとされており、町としても連携を図ることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業機械化については、機械の効率的使用の観点から、近隣の他市町と共同で推進することとする。

また、低コストで効率的な森林施業を推進するためにも、高性能林業機械の導入については、町としても積極的な取組を実施する。

栃木県においては、スマート林業の取組として、自動化技術等を活用した未来技術と高性能林業機械など現在の技術を組み合わせ、生産性を最大化する作業システムの構築を進めており、連携を図ることとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

特用林産物のうち、本町の特産品のひとつであるシイタケについては、広範囲において生産が行われてはいるが、いずれも個人経営で小規模であり生産量はほぼ横ばいである。

今後については、原木ほだ木の安定的供給、経営の共同合理化及び品質の向上と菌床しいたけによる生産量の拡大を図り、農協と連携して販路の拡大に努め生産振興を図ることとする。

更に、原子力放射性物質に係る風評被害については、町としても県、農協等関係者と連携を図りながら、その払拭へ向けた取り組みを進める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
設定なし
- 2 その他必要な事項
該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害等の被害対策については、松枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

本町における松くい虫による被害については、ほぼ終息状況であるため、必要に応じて被害木の伐倒駆除等を実施することとする。

ナラ枯れについては、本町では被害は確認されていないが、県内の被害の拡大に鑑み、関係機関と連携を図り、監視体制を強化し、被害発生時の適切な防除・駆除の実施に努めることとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該当なし

3 林野火災の予防の方法

林野火災の発生原因は、ほとんどが人為的なものであるため、森林所有者や登山者等の入山者に対し、煙草やたき木等の取扱いについて指導する。また、消防や森林組合等との連絡体制を構築し、監視体制の強化を図っていく。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合にあたっては、高根沢町火入れに関する条例（昭和59年9月27日条例第17号）に則り森林病虫害の駆除等に努めることとする。

5 その他必要な事項

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条第1項に規定する基本方針に基づき、森林の有する保健機能を高度に発揮させることが必要な森林については、該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について留意し適切に計画を定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬

区域名	林班	区域面積(ha)
高根沢町東部区域	北高根沢1～5 熟田1～4	299.53
高根沢町中・西部区域	阿久津1～9 北高根沢6～8	154.48

出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

2 生活環境の整備に関する事項

西部地域の市街地に近い森林や、中央地域の農村地域の屋敷林等は、住民生活の快適環境や景観美の形成に寄与しているため、これらの機能が損なわれないよう適切な森林管理を実施する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

「とちぎの元気な森づくり県民税事業」等を積極的に活用し、荒廃森林の間伐や県民協働による森づくりにより、守り育てる里山林の保全・整備による多面的機能の増進と環境づくりを推進する。その際は、地域住民や団体の力を活かした森づくりを推進する。

間伐材については、建築用材や公共事業等の土木資材のほか、地域で行う森林教室や木工教室等に利用することで、林業担い手対策や環境教育の推進にも活用する。

また、平成23(2011)年に策定した「とちぎ木材利用促進方針(令和5(2023)年改正)」を基本とし、平成25年1月に制定した「高根沢町公共建築物における木材の利用促進に関する方針」に基づき、公共建築物のほか、民間建築物を含めた「建築物全体」におけるより一層の木材利用を促進するほか、「栃木県産木材利用促進条例(愛称:とちぎ木づかい条例)」により、町民全体で積極的な木材利用の促進を図っていくこととする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

北高根沢地区は、広葉樹の大径木が点在するなど優良な里山林が残されており、町民の憩いの場にもなっている。このため、当地区の里山林の保全活動を促進するとともに、自然散策の拠点となるよう、下刈、不良木の除去、萌芽更新、特定広葉樹の植栽、遊歩道等の整備を行うものとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

町内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、「自然の森」における森林・林業体験プログラムを組み込み、さらに各種団体の森林ボランティア活動を支援し、住民の森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

新たな森林経営管理制度について、森林組合等の林業事業者と連携を図りながら、森林所有者への意向調査の実施、経営管理権の設定、森林経営管理権集積計画の作成、測量調など、適切な対応により事業を推進していく。

7 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、各制限に従って施業を行うこととする。

(2) 木材合法性確認の取組強化

合法伐採木造等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を促進する。

(3) 森林の土地の保全に関する留意事項

太陽光発電の設置にあたっては、小規模な林地開発での土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置等の開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとする。

また、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の制度の厳正な運用に努めることとする。

【別表1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	北高根沢 2-ア-8-1、9、10、16 2-イ-4~6 3-ア-14、16、18 3-ウ-19~21、24~29、 38、39、42~51、 53~59 3-エ-5	12.11
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能を図るための森林施業を推進すべき森林	阿久津 1-エ-13-1・-2 15-1・-2 北高根沢 2-イ-8 4-ウ-31~37、39、46-1、 49-1、53-1~58 5-イ-5 7-ア-2~4 熟田 2-ア-1-2、3~15	8.84
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	阿久津 1~9 北高根沢 5~8 熟田 3~4	250.65
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	北高根沢 3-エ-1~3、13、15、16、 20、21、25~27、 30、31	6.71
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	北高根沢 1~4 熟田 1~2	203.36

(注)

- ア) 平成24年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。
- イ) コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

【別表 2】

区分	施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林		北高根沢 2-ア-8-1、9、10、16 2-イ-4~6 3-ア-14、16、18 3-ウ-19~21、24~29、38、39、42~51、53~59 3-エ-5	12.11
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		阿久津1~9 北高根沢5~8 熟田3~4 ※上記から阿久津1-エ-15を除く	250.52
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	なし	
		択伐による複相林施業を推進すべき森林	阿久津 1-エ-15 北高根沢 2-イ-8 3-エ-1~3、13、15、16、20、21、25~27、30、31	6.93
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		なし	

参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

	年次	総数 計	0～14歳			15～29歳			30～44歳		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	30,436	4,284	2,208	2,076	5,330	3,117	2,213	6,806	3,706	3,100
	平成27年	29,639	3,845	1,984	1,861	4,878	2,809	2,069	6,165	3,401	2,764
	令和2年	29,229	3,471	1,872	1,599	4,678	2,771	1,907	5,676	3,184	2,492
構成比 (%)	平成22年	100.0	14.1	7.3	6.8	17.5	10.2	7.3	22.4	12.2	10.2
	平成27年	100.0	13.0	6.7	6.3	16.5	9.5	7.0	20.8	11.5	9.3
	令和2年	100.0	11.9	6.4	5.5	16.0	9.5	6.5	19.4	10.9	8.5

45～64歳			65歳以上		
計	男	女	計	男	女
8,034	4,210	3,824	5,982	2,520	3,462
7,636	3,949	3,687	7,115	3,183	3,932
7,647	3,971	3,676	7,757	3,456	4,301
26.4	13.8	12.6	19.7	8.3	11.4
25.8	13.3	12.4	24.0	10.7	13.3
26.2	13.6	12.6	26.5	11.8	14.7

- (注) 1 資料は国勢調査とする。
2 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査とする。

②産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品 製造業		
実数 (人)	平成22年	15,923	1,492	6	4	1,502	4,286	0(-)	10,135
	平成27年	15,433	1,437	3	2	1,442	4,383	0(-)	9,608
	令和2年	14,948	1,165	3	2	1,170	4,243	0(-)	8,949
構成比 (%)	平成22年	100.0	11.2	0	—	11.2	35.0	0	53.8
	平成27年	100.0	10.1	0	0	10.1	30.4	0	59.5
	令和2年	100.0	7.8	0	0	7.8	28.4	0	59.9

- (注) 1 資料は国勢調査とする。
2 年次は結果が公表されている最近3回の国勢調査とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積							草地 面積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	平成17年	7,090	4,029	3,646	383	40	40	0	0	0	490	468	22	2,531
	平成22年	7,087	4,016	3,638	378	42	42	0	0	0	466	444	22	2,563
	令和2年	7,087	3,398	3,257	141	32	32	0	0	0	458	458	—	3,168
構成比 (%)		100.0	47.9	46.0	2.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	6.5	6.5	0.0	44.7

- (注) 1 資料は、農林業センサスとする。
2 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。
3 「林野面積」について調査が行われていない年次は空欄とする。
4 「草地面積」は、「永年牧草地」、「採草地」、「放牧地」の計を記入する。
ただし、「山林のうち採草地、放牧地」は除く。
5 1970年世界農林業センサス林業地域調査の「森林以外の(野草地)」は、「原野」として取り扱うこととする。
6 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。
7 耕地面積については、令和2年度より経営耕地面積とする。

(3) 森林転用面積

年次	総数	工業・事業用地	住宅・別荘地用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成12年	63 ha	— ha	5 ha	48 ha	5 ha	— ha	5 ha
平成17年	—	—	—	—	—	—	—
平成22年	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 資料は、農林業センサスとする。
2 年次は、公表されている最近3回の調査年次とする。

(4) 資源の現況等

① 保有形態別森林面積

保有形態森林	総面積		立木地			人工林率 (B/A)	
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林		
総数	454ha	100%	439ha	180ha	259ha	39.6%	
国有林	—	—	—	—	—	—	
公有林	計	21	4.6	21	3	18	14.3
	都道府県有林	3	0.7	3	0	3	0
	市町村有林	18	4.0	18	3	15	16.7
	財産区有林	0	0	0	0	0	0
私有林	433	95.4	418	177	241	40.9	

- (注) 1 国有林については関東森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の所有区分別面積蓄積表、民有林資源調査所、森林等の集計等をもとに推計し記入する。
2 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等、地質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
3 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造地林、入会林野を含める。

② 不在(市町村)者の森林所有面積

年次	私有林合計	在(市町村)者 所有面積	不在(市町村)者の森林所有面積		
			計	県内	県外
実数	—	—	—	—	—
ha	487	359	128	71	57
構成比	—	—	—	(—)	(—)
%	100.0	73.7	26.3	(55.5)	(44.5)

- (注) 1 資料は、農林業センサスとする。
2 年次は、公表されている最近3回の調査年次とする。
3 構成比()は、不在(市町村)者の森林所有面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積

区分	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級 以上
民有林計	439ha	0ha	1ha	5ha	18ha	48ha	367ha
人工林	180	0	1	4	9	16	150
天然林	259	0	0	1	9	32	217

(備考) 上記面積外で竹林 4ha、無立木 11haあり ※ 439+15=454ha

- (注) 1 地域森林計画の資料(森林資源構成表)を参考として、記入する。
2 備考欄には、主要樹種別の面積比率を記入する。

④保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数			
1～5ha未満	85	10ha～50ha未満	1	
5～10ha未満	11	50ha以上	2	総数
				99

(注) 2020農林業センサスによる。

⑤作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	1	1	
うち林業専用道	0	0	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	0	0	

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
該当なし

(6) 市町村における林業の位置付け

①産業別総生産額 (単位：百万円)

総生産額 (A)		
内 訳	第1次産業	
	うち林業 (B)	
	第2次産業	
	うち木材・木製品製造業 (C)	
第3次産業		
B+C/A		%

②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額 (年現在)

	事業所数	従事者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)			
うち木材・木製品製造業 (B)			
B/A	%	%	%

(7) 林業関係の就業状況

(年 月 日現在)

区 分	組合・事業者数	就業者数		備 考
			うち作業員数	
森林組合	1	61	41	(名称：たかはら森林組合)
生産森林組合				(名称：)
素材生産業				
製材業				
森林管理署				
・・・				
合計				

(8) 林業機械等設置状況

該当なし

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
集材機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操作による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による 巻き上げ搬器
運材車							林内作業者
ホイールトラクタ							主として牽引式集材用
動力枝打機							自動木登式
トラック							主として運材用の ト ラック
グラップルクレーン							グラップル式の クレーン
計							
(高性能機械)							
フェラーバンチャー							打倒、木揃用の自走式
スキッド							牽引式集材車両
プロセッサ・ グラップルソー							枝払、玉切、集積用自 走機
ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、集 積用自走機
フォワーダ							積載式集材車輛
タワーヤーダ							タワー付き集材機

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	原木しいたけ	菌床しいた	しいたけ		なめこ	まいたけ
				伏込数量	け生産調達	生	乾		
原木	数量								
生産量	m3	m3	千本	10千本	73千個	73 t	0.1 t	19 t	228 t
生産額 (百万円)						70	0.6	10	169

(10) その他必要なもの

特になし